資料	3

令 和 6 年 3 月 7 日
地域振興部文化観光課

江東区中川船番所資料館条例の一部を改正する条例

１　改正の理由

現在、展示室の観覧料の利用区分については、「大人」と「小・中学生」と規定している。

今年度の使用料検討委員会において、これまで以上に「こども」を地域の歴史・文化に触れる学習機会につなげ、施設利用促進の一助とするため、観覧料の料金区分の見直しを図ることが決定された。

２　改正の概要

観覧料の利用区分が「小・中学生」となっているものを「小・中学生及び高校生等」に改定する。

３　新旧対照表

２ページのとおり。

４　施行日

令和６年４月１日施行とする。

江東区中川船番所資料館条例　新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>
本則　（略）
別表（第７条、第１１条関係）
<table>
<tr><th>施設</th><th>利用区分</th><th>単位</th><th>観覧料・利用料金</th></tr>
<tr><td rowspan="2">展示室</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>小・中学生</td><td>１人１回につき</td><td>５０円</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table>
備考　利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収して会議室を利用する場合の利用料金は、本表に定める額の１００分の１５０相当額を上限とする。
</td><td>
本則　（略）
別表（第７条、第１１条関係）
<table>
<tr><th>施設</th><th>利用区分</th><th>単位</th><th>観覧料・利用料金</th></tr>
<tr><td rowspan="3">展示室</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>小・中学生及び高校生等</td><td>１人１回につき</td><td>５０円</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table>
備考
１　高校生等とは、１５歳に達する日以後の最初の４月１日から１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいう。
２　利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収して会議室を利用する場合の利用料金は、本表に定める額の１００分の１５０相当額を上限とする。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例による改正後の利用料金は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った利用の承認については、なお従前の例による。
</td></tr>
</table>